

**中国深セン**

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地主商業センター12層1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

**中国上海**

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

**中国北京**

北京市東城区  
灯市口大街33号  
国中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

**台湾台北**

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

**シンガポール**

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

**米国ニューヨーク**

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 香港会社の維持要件のマニュアル(7) - 雇用主支払報酬申告書

### 1. 雇用主支払報酬申告書の性質

税務局は、雇用主が各従業員への報酬(給料、賃金、手数料等を含む)を申告するために、毎年雇用主に雇用主支払報酬申告書を発行します。

### 2. 雇用主支払報酬申告書の提出

税務局は、課税年度の第一営業日に、全ての雇用主に当該年度の雇用主支払報酬申告書を発行します。全ての雇用主は、雇用主支払報酬申告書を受領した日から1ヶ月以内に提出する必要があります。又は提出期限前に税務局に書面で申告の延期を申請する必要があります。雇用主は、完全な雇用主通知書(Form BIR56, IR56B)を提供する必要があります。雇用主支払報酬申告書を記入する前に、Form BIR56Aに記載された「備考及び説明」をご確認ください。会社は従業員を雇用していない場合、又は退職した従業員のために給与と所得税を納付する必要がない場合でも、Form BIR56Aのゼロ申告を行う必要があります。従業員の課税所得の二重申告を避けるために、従業員がForm IR56F又はForm IR56Gを提出した場合、雇用主はForm IR56Bを提出する必要がありません。

### 3. 提出の延期

記入済み雇用主支払報酬申告書は、発行日から1ヶ月以内に税務局に提出されなければなりません。期限内に準備ができなかった場合、税務局に提出期限の延長を申請することができます。申請は書面で提出し、合理的な理由が提供される必要があります。当該申請には、以下の内容を提出しなければなりません。

- (1) 商号とファイル番号
- (2) 課税年度
- (3) 延長の時間
- (4) 延期の理由

雇用主は啓源を税務の担当者として委任している場合、当事務所に延長の時間をお知らせください。当事務所は書面で延期を申請します。

### 4. 雇用主支払報酬申告書副本の発行

雇用主は税務局から雇用主支払報酬申告書副本(例えば、(Form BIR56A及びIR56B、又はForm IR56E、IR56F、IR56M及びIR56G)を取得できます。雇用主は申請書に雇用主のファイル番号、商号、課税年度及びメールアドレスを記載する必要があります。

## 5. 電子申告

雇用主支払報酬申告書は電子申告で提出されることができます。雇用主は税務局のウェブサイトに関連するソフトウェアをダウンロードし、又は書面で税務局にソフトウェアの CDROM のコピーを要求することができます。

当事務所はすでにソフトウェアの中国語版と英語版をダウンロードしました。必要な方は当事務所までお問い合わせください。

参考資料:

「香港会社設立の手続きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/pinfo/id/386.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com),

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

